

教師が担ってきた業務の役割り分担・適正化のための「3分類」

学校以外が担うべき業務	必ずしも教師が担う必要のない業務	負担軽減を促進すべき業務
<ul style="list-style-type: none">○登下校時の日常的な見守り活動等○放課後から夜間などにおける校外の見守り、児童生徒が補導された時の対応○学校徴収金の徴収や管理○地域ボランティア等との連絡調整等○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	<ul style="list-style-type: none">○調査・統計等への回答○児童生徒の休み時間における安全への配慮○校内清掃○部活動○学校プールや体育館等の施設・設備の管理	<ul style="list-style-type: none">○給食時の対応○授業準備○学習評価や成績処理○学校行事の準備・運営○進路指導の準備○支援が必要な児童生徒・家庭への対応